

平成24年度入札契約・総合評価の実施方針

【工 事】

平成24年5月

関東地方整備局

港湾空港部

平成24年度の総合評価方式の実施方針のポイント

(1) 入札方式の運用方針(一部見直し)

WTO基準額の引き下げ

(2) 総合評価タイプ 別加算点の割合設定(継続実施)

(3) 技術提案関係(継続実施)

(4) 評価項目関係(継続実施)

(5) 入札参加者数を拡大する資格要件(継続実施)

(6) 技術提案の求め方の改善(継続実施)

(7) 技術提案の評価結果の通知(継続実施)

(8) 技術提案の履行義務(継続実施)

(9) 加算点の算出方法(見直し)

・加算点の算出方法について、全国の港湾部局が採用している算出方法との統一化を図る観点から、素点計上方式を採用する。

(10) 技術評価に関する問い合わせ窓口の設置(継続実施)

(11) 総合評価結果をHP(ホームページ)にて契約後公表(継続実施)

(12) 調査基準価格の取扱い(継続実施)

(13) 総合評価落札方式の活用改善に向けた試行(案)(新規)

※公表資料参照 (港湾空港部HP等)

・総合評価落札方式の適用ガイドライン (H23.7 関東地方整備局)

・平成23年度入札契約・総合評価の実施方針(H23.5 港湾空港部)

・H24入札・契約手続きの実施方針等について(H24.4 企画部)

(1)－1平成24年度入札方式の運用方針 《一部見直し》

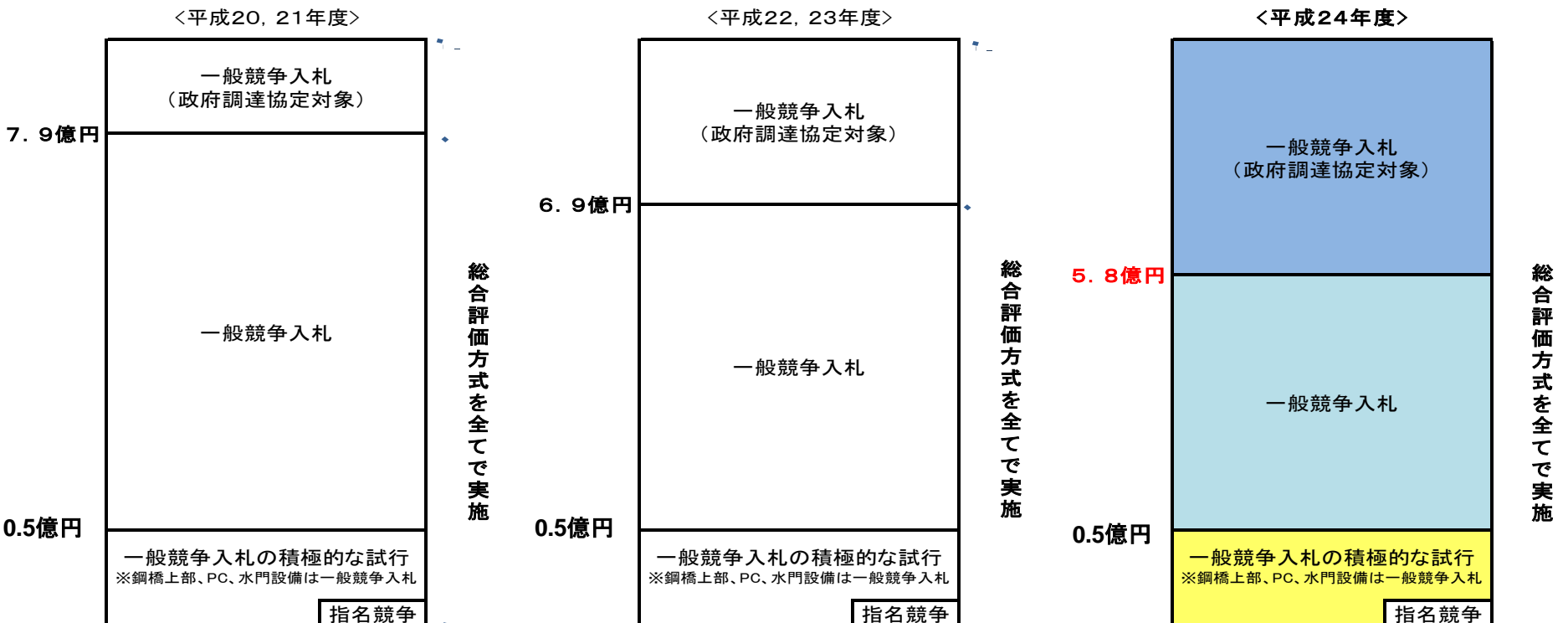
	平成23年度	平成24年度	
	港湾空港	港湾空港	さいたま
低入札調査制度 (特別重点調査)	原則、1千万円以上(全工種、一般競争)で実施	原則、1千万円以上(全工種、一般競争)で実施	6千万円以上(原則全工種、一般競争) 6千万円未満は試行
施工体制確認型	原則、総合評価方式を適用する1千万円以上(全工種、一般競争)で実施	原則、総合評価方式を適用する1千万円以上(全工種、一般競争)で実施	1千万円以上(原則全工種、一般競争)
入札ボンド	空港等土木工事及び港湾土木工事において 6.9億円以上	空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物、その他において 5.8 億円以上	一般土木及び建築は 3億円以上 それ以外の工種は 5.8 億円以上(原則全工種)

(1) - 2 平成24年度入札方式の運用方針 《一部見直し》

一般競争入札は、5千万円以上の工事に適用。ただし、5千万円未満の工事についても積極的に一般競争入札を試行することとし、通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)とする。

総合評価方式は、引き続き原則全ての工事で実施。ただし、緊急工事・工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能。

※上記は、平成23年度入札方式の運用方針と同じ。



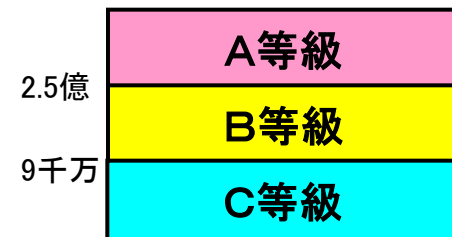
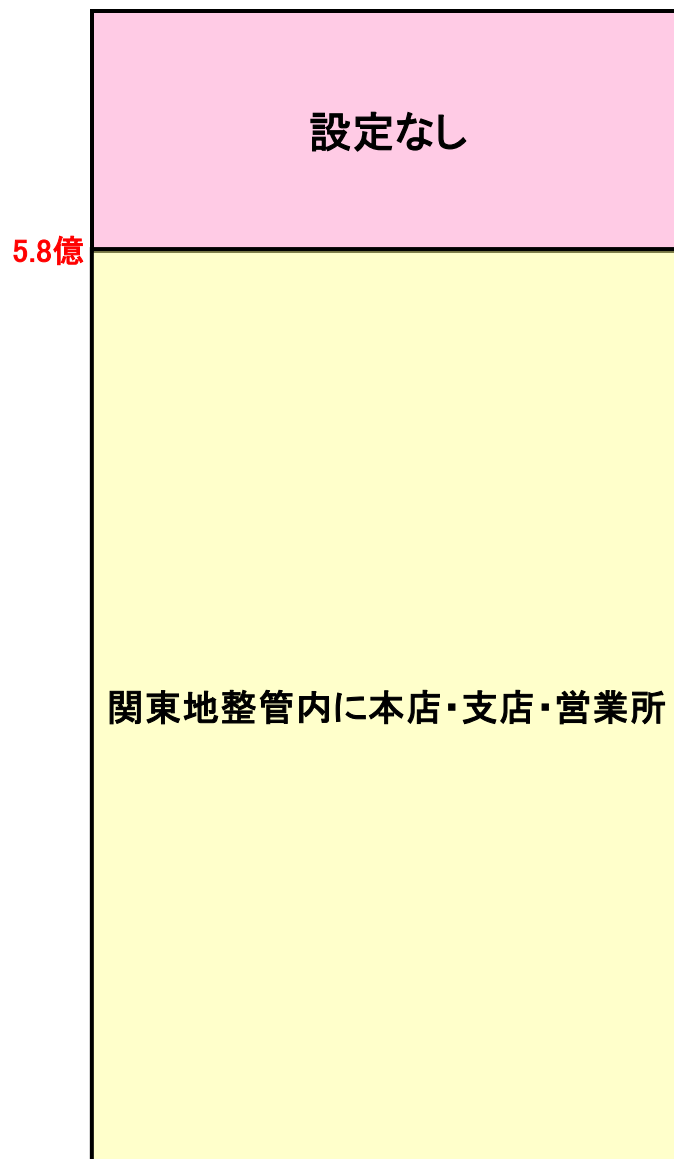
＜港湾空港関係＞

(入札方式)

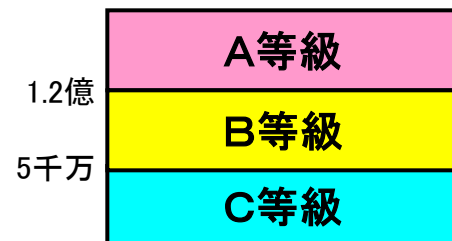
(地域要件)

(業者ランク)

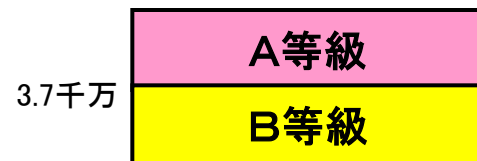
＜港湾土木、空港等土木、
港湾等しゅんせつ＞



＜空港等舗装＞



＜港湾等鋼構造物＞



加算点の算出方法について

加算点の算出方法について、全国の港湾部局が採用している算出方法との統一化を図る観点から、素点計上方式を採用する。(従前は関東地方整備局内の横並びを図るため、一位満点方式を採用していた。)

素点計上方式における加算点の算出方法について

「加算点」は、評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を以下のとおり換算して求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点} \times (\text{当該競争参加者の評価点の合計値} / \text{評価点の満点})$$

(少数第4位四捨五入)

加算点の算出方法【例】は以下のとおり。

【例】標準Ⅱ型の場合

- ・評価点1位の者 → 160点/202点
評価点1位の者は、加算点39.604点を付与
(50点×160点/202点=39.604点)。
- ・評価点2位の者 → 150点/202点
評価点2位の者は、加算点37.129点を付与
(50点×150点/202点=37.129点)。

平成24年度の総合評価方式の試行実施方針 《継続》

		平成23年度実施結果	平成24年度実施方針
評価項目選択重視型	「評価項目選択重視型総合評価落札方式」	【型式の概要】 工事特性に応じ一部の項目を重視して評価する事が有効な型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	「地域密着工事型総合評価落札方式」	【型式の概要】 小規模で工事難易度が低く、誰でも参加が容易な工事がかつ地域に密着した型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	「ヒアリング重視型総合評価落札方式」	【型式の概要】 都市部の工事で調整事項が多いなど、配置予定技術者のマネジメント能力が求められる場合の型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	「特定専門工事審査型総合評価落札方式」	【型式の概要】 専門工事の品質確保が工事全体の品質確保の観点からも重要である型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・本省方針に応じて試行することを検討する。 (実施予定案件の内容精査中。)
	「地元企業活用型総合評価落札方式」	【型式の概要】 地域貢献度を重視し評価ウェイトを高くする型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	「現場施工品質確保型総合評価落札方式」	【型式の概要】 現場従事技術者(元請けの主任又は監理技術者を除く)が建設技能顕彰等の受賞実績等を有している場合において、現場従事技術者の技術力に評価点を設け、企業の施工能力の評価点ウェイトを高くする型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
簡易型	「工事実績重視型」による総合評価	【型式の概要】 早期発注が必要な場合の、比較的小規模工事で工期が限定される型式。(施工計画を求めない) ・京浜港湾、鹿島港湾の一部案件で試行した。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	「加算方式」による総合評価	【型式の概要】 特に技術力を要すると考えられる工事について、価格評価点:技術評価点を1:1~1:3と設定して「加算方式」を試行する型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)
	設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式	【型式の概要】 設計と施工を一括で発注することにより、設計・施工の品質確保、効率性を旨す、又は、製作・施工者ノウハウを活用する型式。 ・港湾空港関係は試行実績なし。	・工事内容に応じて、試行することを検討する。 (実施予定案件なし。)

平成24年2月28日に本省で開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、総合評価落札方式改善の方針が下記のように示された。

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式の形式は、施工能力を評価する「**施工能力評価型**」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「**技術提案評価型**」の二区分となる。



平成24年度は、新評価形式の「**施工能力評価型**」、「**技術提案評価型**」についての**試行を下半期に行う予定**である。

試行方針については、港湾・空港工事の特殊性を考慮する必要がある、現在検討中。

試行結果については、検証を行い本格導入に向けた課題や改善策等検討を図る。

(13) -2 総合評価落札方式の見直し(二極化) (本省案参考)

現状

	簡易型	標準型	高度技術提案型			
提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合				
評価方法	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案					
ヒアリング		点数化して評価				
予定価格		必要に応じ実施				
		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成			
		II型	I型			

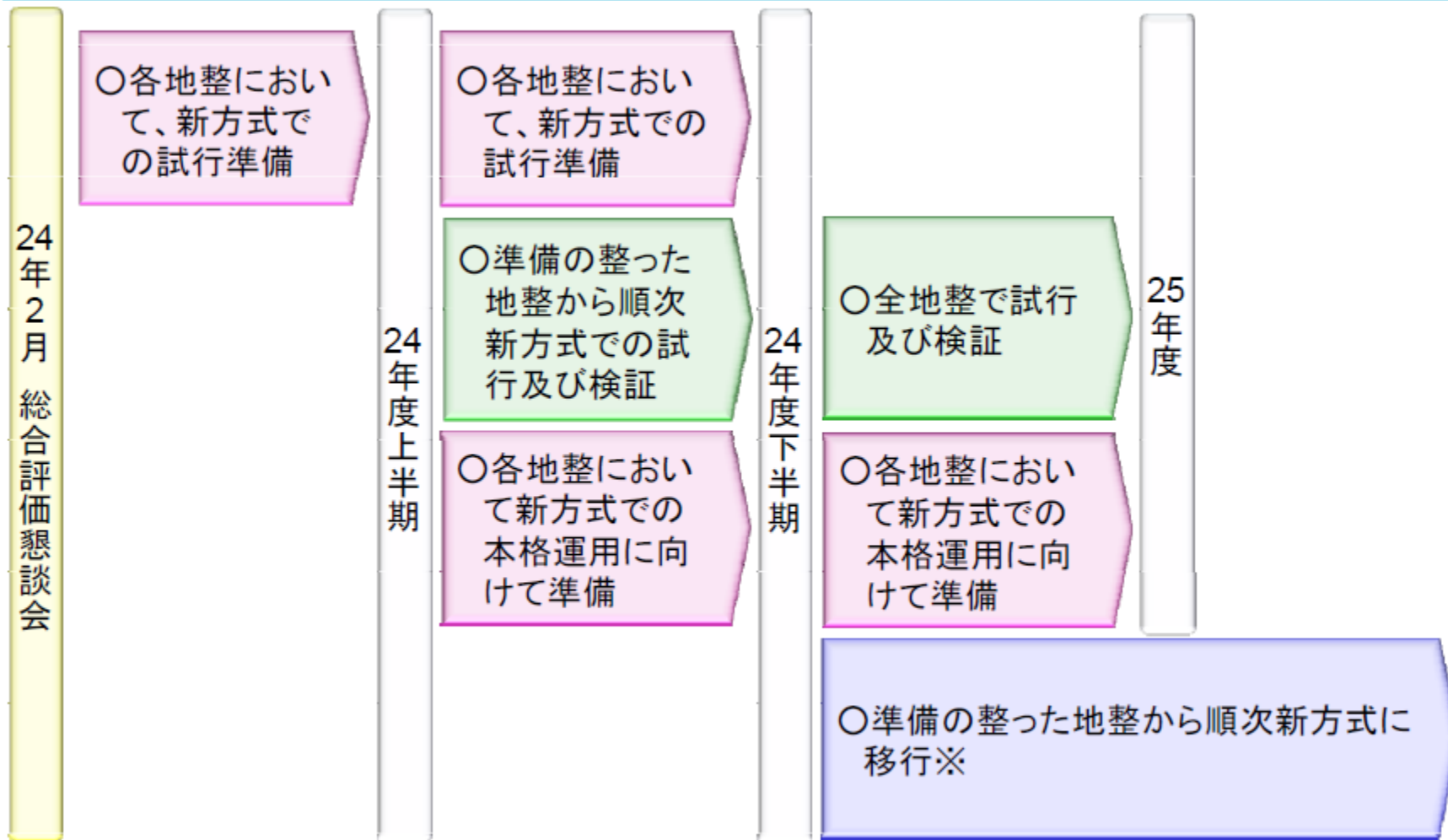
高度技術提案型適用対象工事であるが、標準型を適用している工事



見直し案

	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			
	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	実績で評価	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	可・不可の二段階で評価		点数化		
段階選抜	実施しない	必要に応じ実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
予定価格	実施しない	ヒアリング実施時に必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
		標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	A III型	A II型	A I型

スケジュール(案)



※)段階選抜、WTOにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。

平成24年度入札契約・総合評価の実施方針
【建設コンサルタント等業務】

平成24年5月

関東地方整備局

港湾空港部

平成24年度業務の実施方針のポイント

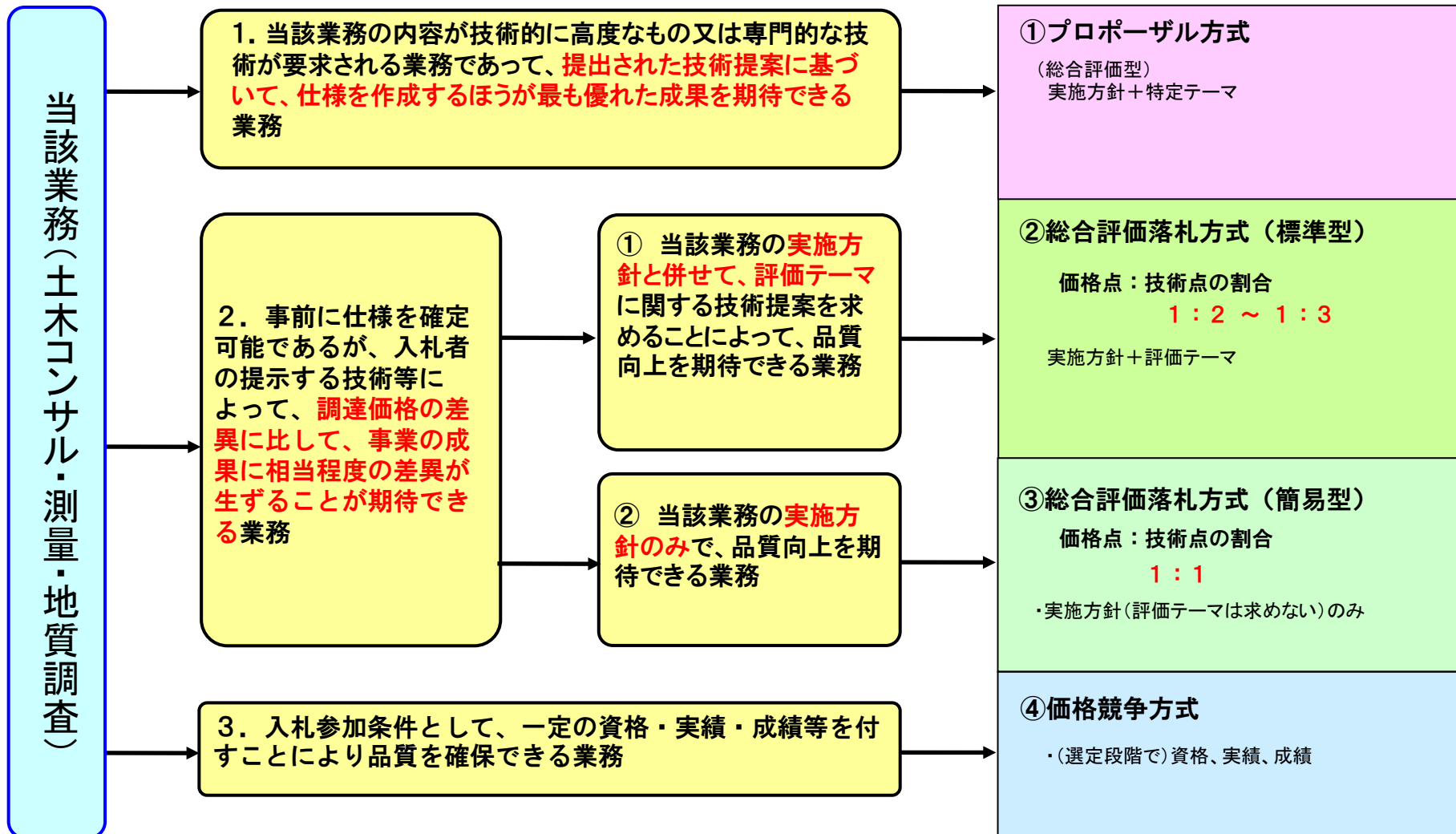
- (1)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成21年4月20日策定)」を引き続き踏襲し、「資格・実績」よりも「成績・表彰」を重視した評価ウエイトを設定。(継続実施)
- (2)低入札対策として、簡易公募型一価格競争入札方式で実施していた案件については、可能な限り総合評価落札方式(簡易型)で実施する。(一部見直し)
- (3)入札契約方式の区分表の全国統一化を図る。(見直し)
- (4)WTO基準額の引き下げ。(一部見直し)(発注方式の分類参照)
- (5)「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」履行確実性評価を契約日4/1以降の1,000万円以上の案件で試行する。

(1)・(2)平成24年度業務 入札契約方式の選定の考え方(継続)

建設コンサルタント業務等には、単純な作業により実施可能な業務から最先端の工学的知見を更に応用しなければ成果が得られない業務まで、極めて多岐にわたる業務が含まれるため、個々の業務内容に応じて入札契約方式を定めている。

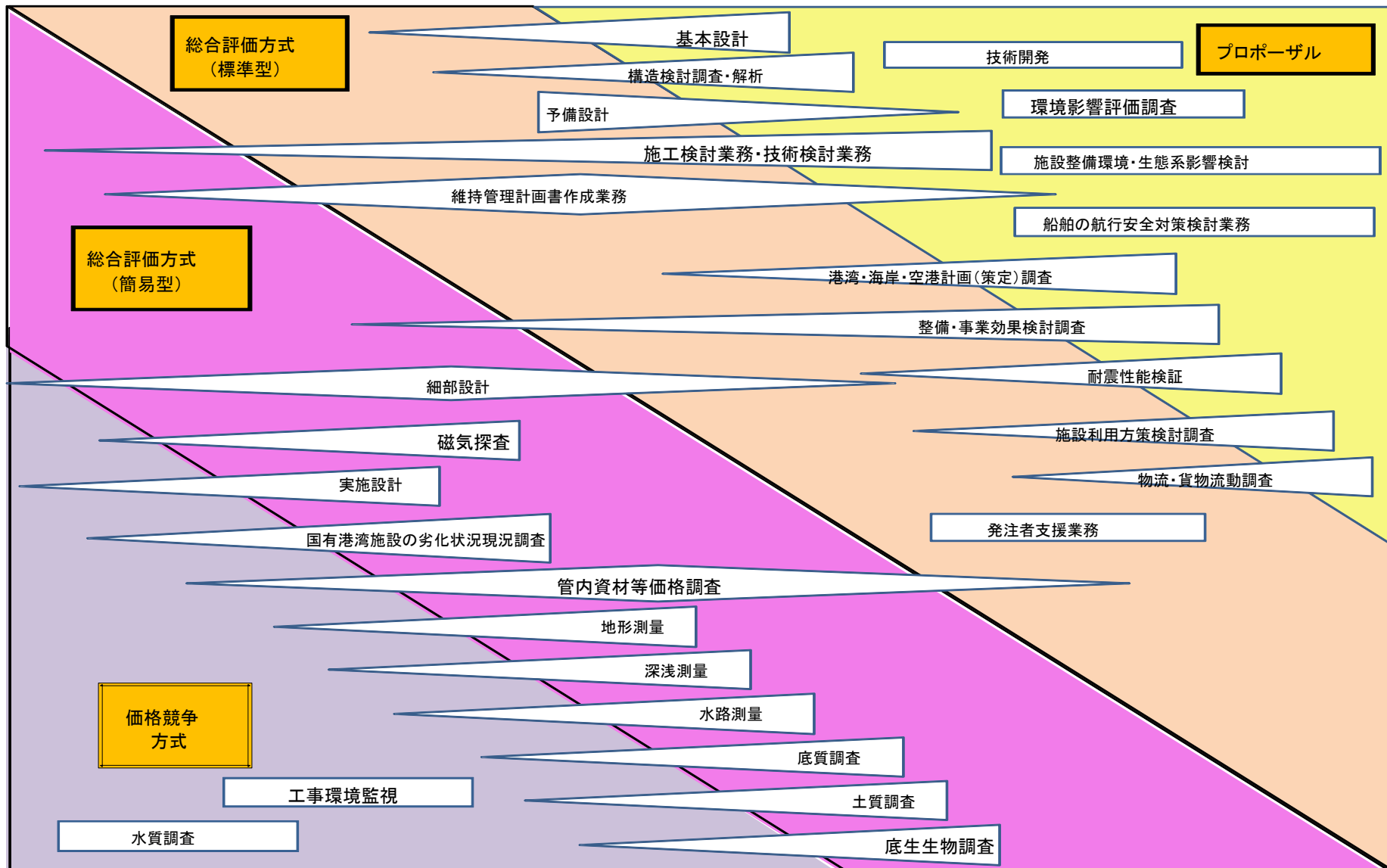
今後の発注方式の選定フロー

今後の発注方式



(3)平成24年度業務 入札契約方式の区分表(見直し)

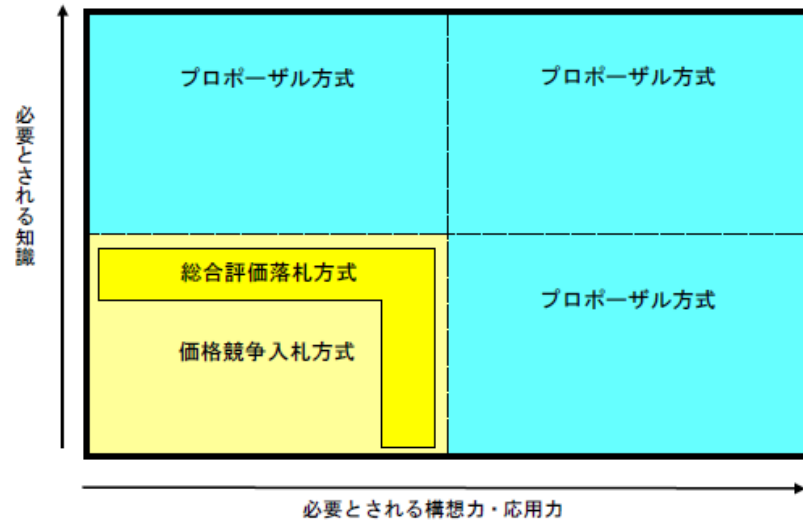
1. 業種別調達方式統一(マトリックス表)



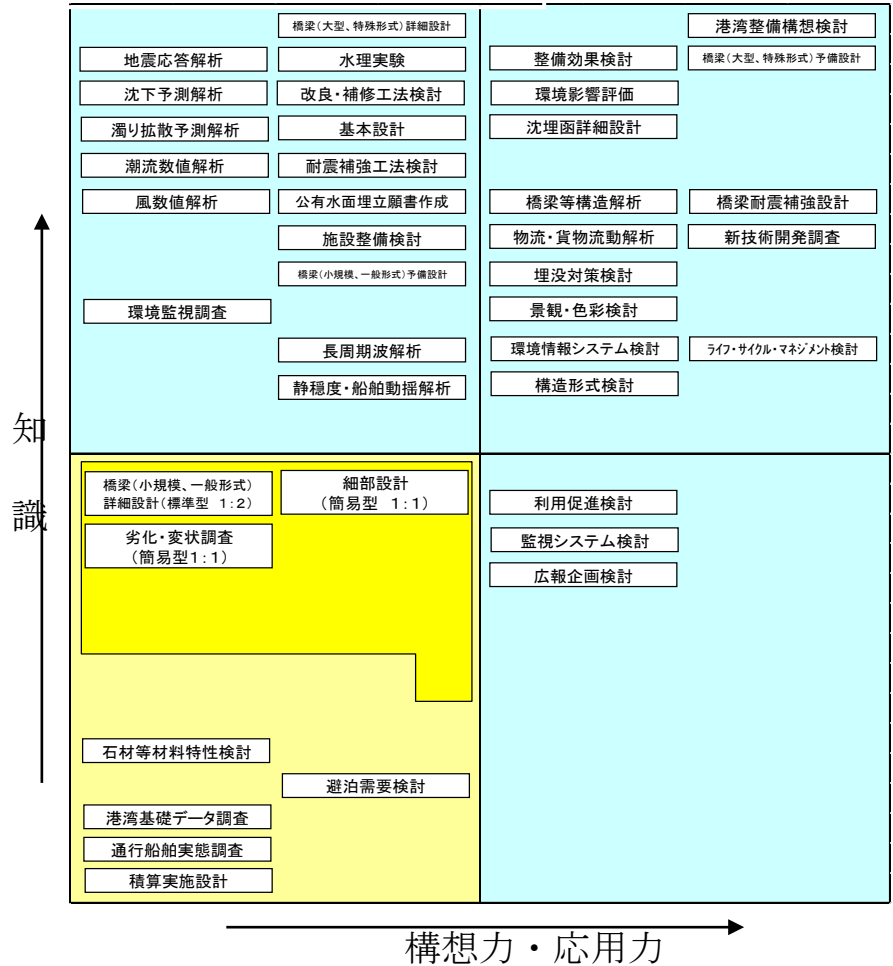
平成23年度区分表(旧バージョン)

見直し前の様式(参考)

1. 業務内容に応じた契約方式の選定



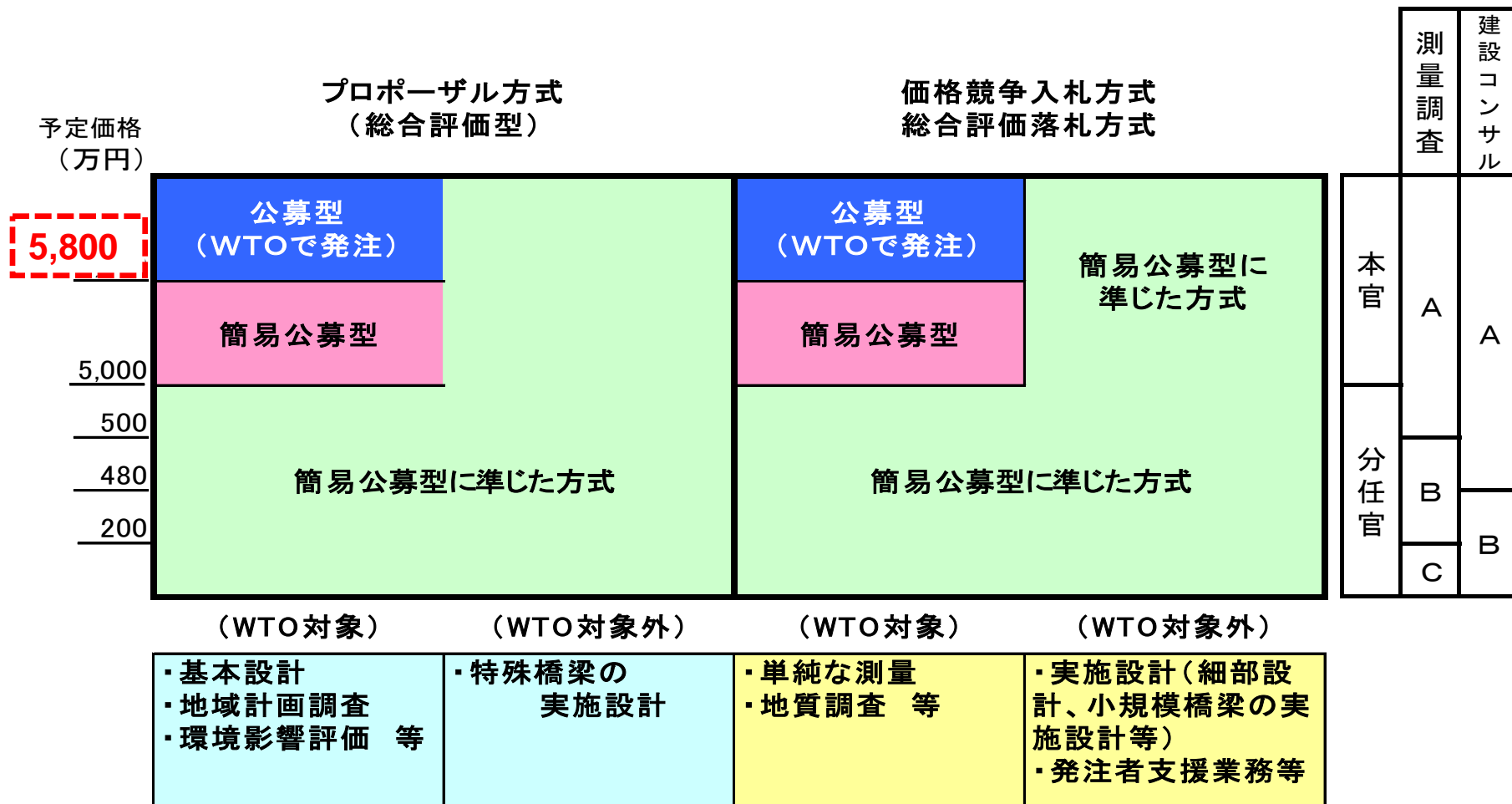
(港湾事業)



- プロポーザル方式 (総合評価型、技術者評価型)
- 総合評価落札方式(標準型、簡易型)
- 価格競争入札方式

(4)平成24年度業務 発注方式の分類(一部見直し)

○予定価格に応じた発注方式の分類



(5)平成24年度業務 低入札防止対策(本省案参考)

●履行確実性評価の導入(新規)

試行概要

低入札業務では、業務成績評点が低評価となる傾向があり、技術提案した内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の新たな評価項目として、「**履行確実性**」を加えて技術評価を行う試行を実施する。

対象業務

総合評価落札方式により調達される予定価格が1,000万円を超える業務を試行の対象業務とする。

審査項目

履行確実性評価は、審査の視点の4項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。

【審査の視点】

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
- c) 品質管理体制が確保されているか
- d) 再委託先への支払いは適正か

【審査内容】

- a) 直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているか。
- b) 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。配置予定技術者の人工が適正であるか。
- c) 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。照査予定技術者の人工は適正であるか。
- d) 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

評価方法

各審査項目毎に審査(「○」or「×」)した上で、5段階(A~E)で総合的に評価し、履行確実性に関する度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乗じることにより評価する。

$$\text{「履行確実性度」} = \frac{\text{「○」と審査した項目数}}{4(\text{全項目})}$$



評価	履行確実性度	「○」と審査した項目数
A	1	4
B	0.75	3
C	0.5	2
D	0.25	1
E	0	0